

# 青森県報

第二千九百五十九号

平成二十年  
七月十六日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定	(税 務 課) …… 一
軽油引取税に係る特約業者の主たる事務所又は事業所の所在地の変更	( 同 ) …… 一
特定計量器の定期検査の実施	(商工政策課) …… 一
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出	(出 納 課) …… 三
公 告	
農地保有合理化事業規程の変更の承認	(構造政策課) …… 三
大規模小売店舗の変更の届出	(経営支援課) …… 四
肥料の登録	(食の安全・ 安心推進課) …… 四
選挙管理委員会	
青森県議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の一部訂正	(事 務 局) …… 五
人事委員会	
人事委員会規則一四一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則	(管 理 課) …… 五

## 告 示

### 青森県告示第五百三十八号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第一項前段の規定により、次の者につき上北地域県民局長が軽油引取税に係る特約業者の指定をしたので、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十四条の二前段の規定により告示する。

平成二十年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指 定 年 月 日
紺野商事株式会社	紺野 末吉	十和田市東二十三番町一六の六	平成 二〇・七・一

### 青森県告示第五百三十九号

次の軽油引取税に係る特約業者の主たる事務所又は事業所の所在地について次のとおり変更があつたので、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十四条の二前段の規定により告示する。

平成二十年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分 名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変 更 年 月 日
変更前 株式会社柿本石油	柿本 和夫	青森市南佃一丁目四の一〇	平成 二〇・四・一四
変更後		青森市南佃一丁目五の五	

### 青森県告示第五百四十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成二十年七月十六日

青森県知事 三村 申吾

八月十九日	午前十一時から 正午まで	竜飛今別漁業協同組合 竜飛支所	検査 区域対
"	午後一時から 午後二時まで	外ヶ浜町ふるさとセンター	
"	午後二時から 午後三時三十分まで	外ヶ浜町役場三厩支所車庫	
八月二十日	午前十一時三十分から 午後二時三十分まで	舟岡コミュニティセンター	
"	午後一時から 午後二時まで	弥蔵釜コミュニティセンター	
"	午後二時から 午後三時三十分まで	外ヶ浜町役場平館支所車庫	
八月二十一日	午前十一時三十分から 午後二時三十分まで	大平会館	
"	午後二時から 午後三時まで	塩越会館	
八月二十二日	午前十時から 正午まで	外ヶ浜町役場裏車庫	
"	午後一時から 午後二時三十分まで	今別町東部漁業協同組合 奥平部支所	
八月二十七日	午前十一時三十分から 午後二時まで	" 幾月支所	
"	午後一時三十分から 午後二時まで	" 砂ヶ森本所	
"	午前十一時三十分から 正午まで	濱名公民館	
"	午前十一時三十分から 正午まで	今別町	

八月二十八日	午前十時三十分から 正午まで	今別町役場前	蓬田村
"	午後二時から 午後三時三十分まで	大川平文化会館	
八月二十九日	午前十時から 正午まで	蓬田村役場前	
"	午後二時から 午後三時三十分まで	平内町漁業協同組合清水川支所	
九月一日	午後二時から 午後三時三十分まで	内童子コミュニティセンター	
"	午後二時から 午後三時三十分まで	平内町漁業協同組合 本所車庫	
九月三日	午前十時から 午後三時三十分まで	" 東田沢支所荷捌所	
"	午後二時から 午後三時三十分まで	" 茂浦支所	
九月四日	午前十一時から 午後三時三十分まで	山口コミュニティセンター	
"	午後二時から 午後三時三十分まで	平内町立体育館	
九月八日	午後二時から 午後三時三十分まで	三戸町役場斗川支所	
九月九日	午前九時三十分から 午後三時三十分まで	" 猿辺支所	
"	午後一時から 午後三時三十分まで	三戸町民体育館	
九月十日	午前九時三十分から 正午まで	中央公民館車庫	
九月十一日	午前九時三十分から 正午まで	三戸町民体育館	

〃	十月一日	午後一時三十分から 午後三時まで	南部町立剣吉公民館	南部町
〃	九月三十日	午後一時から 午後三時まで	南部町立中央公民館	
〃	九月二十九日	午後一時から 午後三時まで	南部町立福地公民館車庫	
〃	九月二十六日	午後一時から 午後三時まで	ハートフルプラザ・はしかみ	
〃	九月二十五日	午後一時から 午後三時まで	階上漁業協同組合	階上町
〃	九月十九日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	農村婦人の家	
〃	九月十八日	午前九時三十分から 正午まで	新郷村役場車庫前	新郷村
〃	九月十七日	午後一時から 午後三時まで	西越地区公民館	
〃	九月十六日	午後一時から 午後三時まで	五戸町立公民館	
〃	九月十二日	午後一時三十分から 午後三時まで	五戸町役場浅田支所	五戸町
〃	九月十一日	午後一時三十分から 午後三時まで	倉石コミュニティセンター	
〃	九月十日	午後一時から 午後三時まで	石亀地区研修センター	田子町

〃	十月二日	午前九時三十分から 正午まで	南部町役場南部分庁舎車庫
〃	十月三日	午後一時から 午後三時まで	
〃	十月四日	午後一時から 午後三時まで	

青森県告示第五百四十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十年四月十七日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名  
むつ市大畑町新町二二三の一  
畑中 とわ

公 告

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、社団法人六ヶ所村農業総合公社の農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成二十年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地等売買事業（農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に掲げる事業をいう。）

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース三戸八日町店

三戸郡三戸町大字八日町二の二 外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

金五合資会社

三戸郡三戸町大字八日町二一

無限責任社員 松尾 官平

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗の設置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数	第二駐車場の廃止に伴う位置変更のみ、収容台数は変更なし	平成 三・二・一六
大規模小売店舗の設置に関する事項	八か所（位置は、届出書添付図面のとおり）	四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）	
大規模小売店舗の設置に関する事項	駐車場の出入口の数及び位置		

四 届出年月日

平成二十年六月二十七日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び三戸町役場

2 期間

平成二十年七月十六日から同年十一月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、三戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十年十一月十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項の規定により平成二十年七月八日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の 規格	生産業者の 氏名又は 名称及び住所
------	-------	-------	------------------	------------	-------------------------

青森県第 二六一号	副産石灰肥 料	ホタテで元 気二四〇〇	アルカリ分 五〇・〇	公定規格 のとり	青森工コサイ クル産業協同 組合 青森市安方二 丁目一の九
--------------	------------	----------------	---------------	-------------	---

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十二号

平成二十年三月二十八日青森県選挙管理委員会告示第二十号（青森県議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成二十年七月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙（弘前市）の候補者氏名西谷測の第1回分の表中

「収入

主たる寄附

（氏名・団体名） （職業） （寄附額）

円

維新会	政治団体	2,500,000
菊池 清二	会社員	900,000

その他の寄附 0件 0

その他の収入 1,000,000

今回計 4,400,000

前回計 0

総計 4,400,000

「収入

主たる寄附

（氏名・団体名） （職業） （寄附額）

円

西田氏社党青森県 政 党 300,000

支部連合会

維新会 政治団体 2,500,000

菊池 清二 会社員 900,000

その他の寄附 0件 0

その他の収入 1,000,000

今回計 4,700,000

前回計 0

総計 4,700,000

」に訂正する。

### 人事委員会

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月十六日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一青森市の項中「理事、次長」を「理事、技監、次長」に改め、「教育次長」の下に「教育環境推進監」を加え、

副所長、課長

を

副所長、次長、課長

に改め、

「(中央市民センター)に置くものに限る。」を削り、同表弘前市の項中「(課に置く室に置くものを除く。)」を削り、「事務局長、課長、事務局次長」を「課長」に、「事務局長、事務局次長」を「事務局次長、課長」に改め、同表八戸市の項中「(副室長の下に)」(部に置く室に置くものを除く。)」を加え、

保育所	所長
うみねこ学園	園長

を

保育所	所長
-----	----

に、「課長、管理グループリーダー

」を「管理グループリーダー」に、「課長、室長」を「課長」に、

病院	院長、副院長、医局長、科長、 所長、薬局長、看護局長、副看護局長、事務局次長、事務局次長、 課長、総務グループリーダー、 主幹(職員団体担当)、主査 (職員団体担当)
診療所	所長
公民館	館長(中央公民館に置くものに限る。)

を

診療所	所長
-----	----

に改め、同表黒石市の項中「(総看

護師長)を「看護局長」に改め、同表十和田市の項中「(行政係長)を「(行政文書係長)に改め、同表三沢市の項中

出先	保育所	所長
機関	おおぞら見館長	館長

児童センター	院長、副院長、医療局長、看護局長、事務局次長、課長
病院	局長、事務局次長、課長
公民館	館長
図書館	館長

を

出先	病院	院長、副院長、医療局長、看護局長、事務局次長、課長
機関	公民館	館長

に改め、同表

むつ市の項中「(防災専門監、税務調整監)を「(防災調整監、秘書広聴監)に改め、「理事、次長」の下に、「(税務調整官)を加え、「(環境保全対策専門監)、「(室長(課に置く室に置くものを除く。))」及び、「(事務管理係長)を削り、

収入役室	室長
------	----

を

会計管理者室	会計管理者
--------	-------

に改め、「(教育部長)の下に、「

理事)を加え、同表つがる市の項中「(教育推進監、課長、室長)を「(教育推進監、課長)に、「(支所長、課長)を「(支所長)に改め、同表平川市の項中「(行政係長)の下に、「(秘書係長)を加え、

教育委員会	教育長、事務局次長、課長、室長
事務局	事務局次長
監査委員事務局	事務局次長
農業委員会事務局	事務局次長
事務局	事務局次長

を

鶴田町の項中

保育所	病院	保育所
統括保育所長	院長、副院長、 総看護師長、事務長	統括保育所長

に改め、同表

を

鯉ヶ沢町の項中「行政班長」を「室長、人事班長」に改め、「教育次長」を削り、同表藤崎町の項中

教育委員会 事務局	農業委員会 事務局	教育委員会 事務局
教育長、課長	事務局長	教育長、課長

に改め、同表

を

平内町の項中「総務課調整監」を削り、「人事担当」を「庁舎管理担当」に、「庁舎管理担当」、「総務課課長補佐（法規担当）」を「人事、予算担当」に改め、同表蓬田村の項中

事務局	農業委員会 事務局	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局	教育委員会 事務局
事務局長	事務局長	事務局長	事務局長	教育長、事務局長、 課長、室長

に改め、同表

項中

東通村の項中「財政グループリーダー」を「経営管理グループリーダー」に改め、同表風間浦村の項中「総務課課長補佐（人事担当）」を「総務グループリーダー」に改め、同表三戸町の項中「課長」の下に「総務課財政指導監」を加え、同表五戸町の項中

出先 機関	支所	支所長（倉石支所に置くものに限る。）
----------	----	--------------------

教育委員会 事務局	教育長、課長
--------------	--------

に改め、同表

教育委員会 事務局	農業委員会 事務局	教育長、課長	事務局長
--------------	--------------	--------	------

を

野辺地町の項中「財政課課長補佐」を「企画財政課課長補佐（予算担当）」に改め、「総務課総括主幹（人事担当）」の下に「総務課主幹（人事担当）」を加え、同表六ヶ所村の項中「教育次長、課長」の下に「室長」を加え、同表おいらせ町の項中

出先 機関	病院	院長、副院長、 総看護師長、薬 局長、事務長、 事務次長
----------	----	---------------------------------------

に改め、同表

出先 機関	保育所	児童館	病院	公民館	学校給食共 同調理所	所長
所長	館長	院長、副院長、 総看護師長、薬 局長、事務長、 事務次長	館長	館長	所長	

を

合の項中

別表第一ふるさと交流圏民センター事務組合の項を削り、同表北部上北広域事務組

青森県交通 災害共済組 合		会計管理者
---------------------	--	-------

南部町の項中「総務課推進監」を「総務課課長補佐(人事担当)」に改め、同表新郷村の項中「収入役室」を「会計管理者室」に、「室長」を「会計管理者」に改め、同表下北地域広域行政事務組合の項中「むつ衛生センター所長」を削り、同表上北地方教育・福祉事務組合の項中「収入役室」を「会計管理者室」に、「課長」を「会計管理者」に改め、同表黒石地区清掃施設組合の項の次に次のように加える。

介護老人保 健施設	施設長、 看護師長
--------------	--------------

に改め、同表

介護老人保 健施設 給食センタ ー	施設長、 看護師長 所長
----------------------------	--------------------

を

田子町の項中

出先 機関	病院	診療所
院長、 副院長、 医療局長、 総看 護師長、 事務局長	所長	所長

に改め、同表

病院	診療所	学校給食セ ンター
院長、 副院長、 医療局長、 総看 護師長、 事務局長	所長	所長

を

この規則は、公布の日から施行する。

附則

収入役室	課長
を	
会計管理者 室	会計管理者
に改める。	

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭